

○岡山市新産業ゾーン企業団地内の企業用地の貸付けに関する条例

平成13年6月27日

市条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、岡山市新産業ゾーン企業団地(以下「企業団地」という。)内の企業用地の貸付けを行うことにより、企業団地における企業立地を促進し、もって地元産業の振興及び岡山市経済の活性化を図ることを目的とする。

(岡山市が企業団地の一部を買い戻した場合の貸付け)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、企業団地内に工場又は事業所を設置する者に対し、岡山市が企業団地内の企業用地を岡山市土地開発公社(以下「公社」という。)からすべて買い戻すまでは、公社の企業団地整備に係る金融機関からの借入金の金利を基準とし、当該企業用地に係る従前の貸付状況を考慮して設定した価額で貸し付けるものとする。この場合において、その価額は、年1平方メートル当たり298円を下回らないものとする。

(岡山市が企業団地をすべて買い戻した場合の貸付け)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、企業団地内に工場又は事業所を設置する者に対し、岡山市が企業団地内の企業用地を公社からすべて買い戻した以降にあっては、公社の企業団地整備に係る金融機関からの最終借入金利を基準とし、その後の市中金利動向及び当該企業用地に係る従前の貸付状況を考慮して設定した価額で貸し付けるものとする。この場合において、その価額は、年1平方メートル当たり298円を下回らないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。